

公益社団法人 岐阜県ビルメンテナンス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岐阜県ビルメンテナンス協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ビルにおける衛生的で健康かつ快適なる生活環境を
図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する正しい専門的知識
と技術の普及を促進し、もって環境衛生の向上に寄与することを目的と
する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため岐阜県下において次の事
業を行う。

- (1) 建築物の衛生的環境及び安全等の確保に関する知識・制度の普及啓発事
業
- (2) ビルメンテナンスに関する技術及び業務の調査研究事業
- (3) ビルメンテナンスに関する教育訓練事業
- (4) ビルメンテナンスに関する事業の活用による地域社会発展に寄与す
る事業
- (5) 建築物保全サービス業務に関する受託事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（正会員等の資格の取得）

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会において別に定める入会及び退会に関する規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費等に関する規程（以下「会費規程」という。）に基づき、入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費規程に定める賛助会費を支払わなくてはならない。

（任意退会）

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

- (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、その法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、当該会員がすでに納付した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度7月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事（以下「会長」という。）が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員に対し必要な事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 (会員の除名については 4 分の 3) 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、議決権行使書面による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員を選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、総会において、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で裁決することを出席している議場の会員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員を選任議案を一括で採決することができる。

(書面による議決権行使)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第 17 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

(総会運営規程)

第 21 条 総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規程によるものとする。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 14 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところに

より、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長、副会長及び専務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）に定める額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用について、役員報酬規程に定める額を支払うことができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、一般法人法第 113 条第 1 項に規

定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の実任限定契約)

第 30 条 この法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の実任限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般法人法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

(顧問及び相談役)

第 31 条 この法人に、任意の機関として顧問及び相談役 8 名以内を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応ずること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 顧問及び相談役は、理事会において選任する。

4 顧問及び相談役の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定並びに解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思を示したとき（監事がその提案について異議を述べた時を除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(理事会運営規程)

第 40 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程によるものとする。

第 7 章 委員会及び部会

(委員会)

第 41 条 この法人の事業を円滑に推進するため、理事会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、理事会において選任する。

- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第8章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第42条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第43条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

- 第44条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める基金管理規程及び特定目的基金設置管理規程によるものとする。

(事業年度)

- 第45条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 48 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 50 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益法人認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局規程によるものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第12章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開

規程によるものとする。

(個人情報保護)

第 56 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程によるものとする。

第 13 章 補則

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「公益法人整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、森田重治とする。

3 一般法人法及び公益法人整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。